

# 第四四回 不易と流行

「時代と経ても変わらぬもの」(不易)と「時代とともに変化するもの」(流行)とが、緊密な関係のもとに調和し、新たな価値を生み出される。(松尾色重彦)

## 財源不要の経済対策——日本版IRAの提言

中央大学法科大学院教授

東京財団上席研究員

ジャパン・タックス・インスティテュート所長

森信茂樹

### 個人金融資産の活用を

急激な円高に悩まされるわが国経済である。八月末に追加金融政策を含む経済対策が公表され、さらに円売り介入までされたが、抜本的な対策は打たれておらず、市場の反応も一時的なものである。このような時こそ、閉塞感を打ち破るような対策を打ち出してほしいところだが、民主党は内紛に明け暮れて、官僚機構も無為に夏を過ごしてしまった。政治や官僚の言い分は、「経済対策といっても、財源がないのではやりようがない」ということのように、マスコミも国民も財源が

なくてはしかたないか、というあきらめムードが漂う。(もつとも、だから財源を用意するための消費税議論を開始しようとはならないのは不思議だ。)

そこで、財源がなくても可能な、政策を披露したい。私が三年ほど前から提言してきた、個人型年金貯蓄非課税制度——日本版IRAの創設である。わが国の最大の武器である個人金融資産一五〇兆円の活性化が目的である。

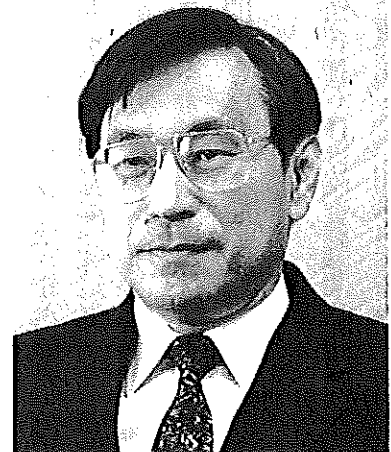
### 個人年金貯蓄非課税制度

(日本版IRA)とは

われわれの老後の生活を保障してくれ

### もりのぶ しげき

法学博士。1973年京都大学法学部卒業後大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京大学客員教授、東京税関長、2004年プリンストン大学で教鞭をとり、2005年財務省財務総合政策研究所長、2006年9月から中央大学法科大学院教授。東京財団上席研究員。著書に、『日本が生まれ変わる税制改革』(中公新書)、『日本の税制』(PHP新書)、『抜本的税制改革と消費税』(大蔵財務協会)、『給付つき税額控除 日本型児童税額控除の提言』(中央経済社)等。



る年金制度は、公的年金・企業年金ともに大きな問題を抱えている。公的年金については、マクロ経済スライドを通じて今後とも給付額の抑制が予想されるだけでなく、持続可能性の問題が生じており、民主党政権の下で大改革が予定されているが、財源問題がネックとなりその具体的な検討は全く進んでいない。

では、企業年金はどうか。JALの倒産の際に大きな話題となったのが、企業年金の取り扱いであることは記憶に新しい。JALなどのかつて日本を代表したような会社の企業年金ですら、さかのぼって給付を削減されるリスクがあるということを知らしめたわけだが、企業年金基金の積立不足は、企業経営を大きく圧迫している。さらには、基金が破綻した場合等の支払保証制度が十分ではないとか、資産を企業単位で管理している制度と個人単位で管理している制度が混在しているため、転職・退職時における制度間の年金原資の移管(ポータビリティ)が限定的で、実際移管されない年金原資が100億円を超えているという問題がある。

また、企業間・雇用形態間における公平性の問題も生じている。つまり、大企業と中小・零細企業の間等で、実施する制度が異なっており、制度により税制優遇もまちまちであるため、勤める企業によつて、不公平が生じている。手厚い年金制度を実施している事業主がいる一方で、三階部分の年金制度を実施できない中小・零細の事業主もいるのである。

さらに、日本版401kにおける三号被保険者や企業年金における非正規雇用者のようにそもそも制度の対象とされない者が存在し、雇用形態間・職業間の不公平も生じている。加えて、複数の年金制度の所管省庁が分散しており、制度がばらばらに設計されており、制度によつて税制上の取り扱いが異なっているという問題もある。

そうであるなら、公的年金や企業年金をあてにするのではなく、自らの老後は自らで備える、という思想を貫徹させる制度を作り、それに政府が税制で支援する、このような方法を考えていくしかないともいえる。

そこで、二〇歳以上六五歳未満の者を全て対象とし、自助努力により、個人が老後の生活のための資金を「個人単位」で形成するための「個人型年金非課税制度(以下、本報告書では米国のIRA(Individual Retirement Account: 個人退職勘定)の考え方を借用する制度として、「日本版IRA」という)」を創設することを提案したい。

この制度には次の三つの利点がある。まず、国民が国や企業に依存するのではなく、自助努力で資産形成することを税制面から支援する制度であり、老後の生活に対する不安の解消に資するという点である。次に、個人単位で資産を管理するため、企業倒産による影響やポータビリティの問題は発生しないという点である。そして、二〇歳以上六五歳未満の個人を対象とした制度であるため、企業間や世代内の不公平の問題は発生せず、雇用形態の多様化(正規・非正規等)にも対応しやすいという点である。海外でも、米国のIRA、カナダのRRSP (Registered Retirement Savings Plan)、英国

の年金に関する統一的税制といった類似の事例がみられる。将来的には、現行の複雑に分立した企業年金・私的年金の諸制度を整理・統合する方向で制度設計を行うことが望ましい。

税制支援の在り方については、①拠出時課税、運用・給付時非課税のT E E型（Tは課税、Eは非課税）と、②拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税のE E T型の二種類の課税方式がある。我が国の現行年金の税制は、拠出時社会保険料控除、給付時公的年金等控除、運用時の特別法人税の凍結により、拠出時、運用時、給付時ともに非課税（あるいは実質非課税）となっているが、本来は、いずれかのタイミングで課税することが望ましい。

適用限界税率が同じであるという仮定を置いたとき、E E T型とT E E型の実質的な経済的価値（納税額および税引き後資産残高）は同値であるが、新たな個人型年金非課税制度（日本版IRA）は、以下の理由からT E E型の課税方式とすることが望ましい。

T E E型は、基本的に貯蓄に対する税

制として、簡素で明瞭である。また、受け取った税引き後所得の中から拠出するため、拠出額をコントロールしやすいという利点がある。さらに、引き出し時までは税制優遇を行わなくて済むことから制度導入時の財政負担が軽くなるため、我が国の財政状況を考えると、魅力的な選択肢となる。

他方、E E T型は、新たな所得控除を設ける必要があるため、税制当局の理解を得にくい。また、所得控除は高所得者ほど有利になるという問題がある。さらには、給付時に課税することは既存の年金受給者からの反発を招き、非課税にするという圧力にさらされがちである。

T E E型の課税方式とする場合、拠出限度額（例えば、年間一二〇万円）を設ける必要がある。また、老後の生活に必要な資産形成を支援する税制としての位置づけを明確化するため、適用要件を設ける必要がある。まず、拠出した積立金の管理・運用を一定期間（例えば、五年）以上行わなければならないものとする。但し、一定期間の拠出ができない六〇歳

以上の者については、拠出枠を拡大して一時積み立てを認めることが望ましい。また、一定の年齢（六〇歳）に達するまで原則払い出しを認めず、一時金ではなく五年または一〇年以上の期間にわたって定期に払い出しを行うものとする。上記の要件に違反して払い出した場合は、その払い出しをした日以前一定期間（例えば、五年間）に生じた各年の運用益に対して遡及課税を行う。但し、医療費や介護関連の支出等やむを得ない場合は、遡及課税を適用しないことが望ましい。実はこの提案は、金融庁で開催され、私も参加した金融税制研究会（田村政務官座長）のとりまとめにも掲載されている。だれか目利きの方が取り上げていただくことを期待している。

#### 参考

森信編著「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案」（金融財政事情研究会）  
金融庁税制研究会「論点整理」（平成二十二年七月二十九日）

<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseikenkyu/rontenseiri.pdf>